

民間事業者等提案制度に基づくテーマ型事業提案募集シート

募集テーマ	ダグリ岬公園内の三角地を中心とするエリアの開発及び運営案とダグリ岬ベイサイドパーク構想を共に策定し推進して頂ける事業者の募集
募集テーマの概要	ダグリ岬公園内の三角地を中心とするエリアの開発及び運営案とダグリ岬ベイサイドパーク構想を策定し進めようとするに当たり、その構想から開発、運営について、エリアマネジメントやビジネス化のノウハウを持ち、共に歩んでいただける事業者を募集するものです。
提案募集の背景・課題	<p>本市においては令和4年3月に「第2次志布志市観光振興計画」を策定し、ダグリ岬地区への観光サービス機能の集約を進めようとしているところです。ダグリ岬地区は、今後、東九州自動車道の整備が進み、経済活動の利便性の向上が見込まれることから、多くの人々が訪れたいと思える魅力的な観光地づくりを実現したいと考えています。</p> <p>しかしながら、集客力のあるコンテンツやアクティビティの選定、資金調達、地域の魅力発信、またそれらを連携させることについてノウハウがないことが課題となっています。</p>
募集対象	<input checked="" type="checkbox"/> 連携の提案及び連携事業者の募集 <input type="checkbox"/> 連携の提案のみの募集
志布志市が希望する提案	<p>国際の森を含むダグリ岬地区の観光資源を活用しながら、年間を通じて「にぎわい」を生む未来ある構想と、それを実現し、継続していく手段が示されている提案を希望します。</p> <p>また、市は、ダグリ岬ベイサイドパーク構想におけるゾーニングを募集要領の参考資料のとおりとしています。特に国道220号線に面した三角地エリアを構想の顔としてとらえ、集客の核としたいと考えリーディングプロジェクトとして設定していることから、三角地の活用がひとつの軸となる提案を希望します。なお、実施期間は、原則20年以内と考えます。</p> <p>加えて、開発費用の低減のため、開発手法については、国や県の施策に基づく補助事業の活用が可能となる提案が望ましいと考えます。</p>

想定する提案	<ul style="list-style-type: none"> ・ダグリ岬公園内の三角地の開発及び運営の提案 ・ゾーニングエリア内のアクティビティの配置等の提案 ・ダグリ岬ベイサイドパーク全体構想の提案 <p>なお、ユニバーサルデザインを取り入れると共に周辺環境への配慮がなされた提案であり、その計画に基づき、共に開発を行い運営してく提案</p>
--------	---

◎提案にあたって

募集期間	募集開始日～令和6年9月25日										
実施予定期間	令和6年度中に連携事業者を決定し、令和7年度までに事業内容を検討し、事業化ができた場合は令和9～10年に運営開始していきたいと考えています。										
提案の方法	<p>志布志市民間事業者等提案制度実施要綱第4条に基づく提案書（様式第1号）を御提出ください。企画書や関連資料等を添付頂いても構いません。</p> <p>また、提案書を受付けた後、志布志市民間事業者等提案制度実施要綱第5条に基づき、関係課と各々の提案者との協議の場を個別に設けます。これは、市が、提案事項を総合的に検討するための場であり、その際提案内容について御説明頂くこととなります。</p>										
提案選定方法	<p>志布志市民間事業者等提案制度実施要綱第6条に基づく審査委員会により選定します。</p> <p>審査基準については以下のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="478 1400 1241 1832"> <thead> <tr> <th>採否区分</th> <th>採否基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>採用</td> <td>提案どおり実施することが適当と認められるもの</td> </tr> <tr> <td>一部採用</td> <td>提案の一部を実施することで効果があると認められるもの</td> </tr> <tr> <td>条件付採用</td> <td>提案に条件を付して実施することが適当と認められるもの</td> </tr> <tr> <td>不採用</td> <td>実施が困難なもの又は不適當なもの</td> </tr> </tbody> </table>	採否区分	採否基準	採用	提案どおり実施することが適当と認められるもの	一部採用	提案の一部を実施することで効果があると認められるもの	条件付採用	提案に条件を付して実施することが適当と認められるもの	不採用	実施が困難なもの又は不適當なもの
採否区分	採否基準										
採用	提案どおり実施することが適当と認められるもの										
一部採用	提案の一部を実施することで効果があると認められるもの										
条件付採用	提案に条件を付して実施することが適当と認められるもの										
不採用	実施が困難なもの又は不適當なもの										
志布志市から提供できるメリット	民間事業者の提案内容は知的財産として捉え、その情報を保護するとともに、本市との協議を経て事業化が決定した場合は、提案者を契約等の相手方とすること（随意契約）を前										

	<p>提としますが、提案の性質等（市の歳出入の有無や機会の公平性の担保の有無など）により、入札又は公募の手続を経ることがあります。</p> <p>ただし、民間事業者との協議が成立した場合であっても、市議会で議決又は承認されない等の事由により事業が実施できなくなった場合は、提案の事業化はされません。</p>
予算措置の可能性	有り
添付書類	<p>募集要領</p> <p>第2次志布志市観光振興計画</p> <p>第2次志布志市環境基本計画</p>
その他留意点	—
募集内容についての問い合わせ先	<p><民間事業者等提案制度について></p> <p>志布志市 総合政策課 政策推進グループ</p> <p>電話：099-472-1111（内線 441・442）</p> <p>E-mail：seisakusuishin@city.shibushi.lg.jp</p> <p><募集テーマについて></p> <p>志布志市 港湾商工課 おもてなしグループ</p> <p>電話：099-472-1111（内線 250 271）</p> <p>E-mail：kankou@city.shibushi.lg.jp</p>
提案の申込先	<p>志布志市役所 総合政策課 政策推進グループ</p> <p>電話：099-472-1111（内線 441・442）</p> <p>E-mail：seisakusuishin@city.shibushi.lg.jp</p> <p>〒899-7192 志布志市志布志町志布志二丁目1番1号</p>